第５号様式（第４条関係）

ごきょうだいが、新年度入所申請をされる場合は、兄弟条件の確認をしてください。（転園希望のお子様は面接不要です。）

転園希望申出書

令和　　年　　月　　日

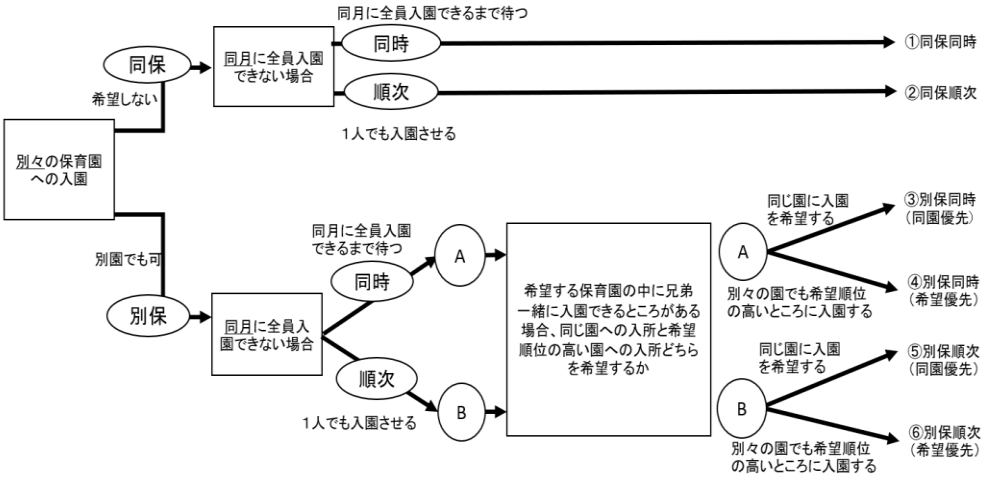
（あて先）
上尾市長

住　所

保護者　氏　名

電　話

入所児童について、下記の理由により転園を希望しますので申し出ます。

児　童　氏　名							
生　年　月　日	令和　　年　　月　　日						
入所保育所名	保育所（園）　　歳児クラス						
転　園　希　望　月	**令和　９　年　４　月　二次 から**						
転園希望保育施設名 ※第４希望以降については別紙に記入してください。（様式は任意） ※施設コードは裏面の二次元コードからご覧ください。	希望順位	施設コード（4桁）				保育施設名	
	第１希望					保育所（園）	
	第２希望					保育所（園）	
	第３希望					保育所（園）	
転　園　希　望　理　由 ※当てはまるものに○	① きょうだいが別園のため ② 自宅から離れている ③ その他（　　）						
選考の結果、希望月に転園できなかった場合	□転園申請を取り下げる □継続選考を希望する（5月以降年度途中でも転園したい）						
兄弟姉妹で申込みの場合の入所条件							

兄弟条件【　　】（上記フローチャートから番号を選択してください。）
②・⑤・⑥を選択した場合　先に入所を希望する児童氏名（　　／　無　）

※裏面もご確認ください。

●以下転園申請の注意事項を確認し、すべての項目に☑をお願いします。

□希望施設の空き状況によって、転園できない場合があります。

□転園希望申出については、取り下げない限り年度末まで毎月選考を行います。
転園の必要がなくなった場合は、取下げ書の提出が必要となります。

□転園が決定すると**いかなる理由があっても元の保育所に戻ることはできませんので**
ご注意ください。

□転園後、転園先の保育所で改めて**「なれ保育」**を行います。
なれ保育期間中は、短い時間でのお預かりとなり、延長保育も利用できません。
期間はお子様の状況により異なります。

□転園申請の場合でも、保育が必要なことの証明書の提出が必要となります。必要な書類は下記のとおりです。**書類が未提出の場合、選考上不利になる場合があります。**

【提　出　書　類】
◆　保護者の保育が必要なことの証明書　（父母それぞれ１枚ずつ）
※６５歳未満の同居祖父母がいる場合、祖父母の証明書も必要です。

理　由	証　明　書　類
働いている	就労証明書（職場で証明を受けてください）
内定している	就労証明書（勤務開始後あらためて就労証明書を提出する必要あり）
育児休業中	就労証明書（職場で証明を受けてください）
妊娠・出産	母子手帳の出産（予定日）のわかるページのコピー
病気	医師の診断書（保育が困難であることが明記されているもの）
障害	障害者手帳のコピー（ない場合は医師の診断書）
介護	介護対象者の障害者手帳・介護保険証のコピー（ない場合は医師の診断書）
通学	在学証明書およびカリキュラムや時間割
その他	保育課にお問い合わせください

□結果については、２月上旬（二次選考の場合には、３月中旬頃）に郵送でお知らせします。４月に転園ができず、５月以降も申請を継続する場合は転園ができた場合のみ、通知をお送りします。

保育課ホームページ
「上尾市　保育施設一覧」